



2026年4月27日

各 位

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 上場会社名   | 株式会社エクセディ                     |
| 代 表 者   | 代表取締役社長 吉永 徹也                 |
| コード番号   | 7278、東証プライム市場                 |
| 問 合 せ 先 | 代表取締役専務執行役員<br>経営戦略推進本部長 豊原 浩 |
| TEL     | (072) 822-1152                |

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年4月27日開催の取締役会において、2026年6月19日開催予定の第76回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、2026年1月28日付の「指名委員会等設置会社への移行および役員の異動に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、当社の機関設計を監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行すべく、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会並びに執行役に係る規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除等の所要の変更を行います。  
また、取締役の員数の上限を1名減員致します。
- (2) 『会社法の一部を改正する法律』（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことから、この法改正の趣旨及び内容を踏まえ、上記(1)の定款変更とあわせて、責任限定契約に関する現行定款第27条の規定を変更するものであります。なお、変更案第24条の変更内容につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社グループにおける事業ポートフォリオの転換に向けた新規ビジネスの実施に備え、第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (4) 上記の変更に伴う条数の変更及びその他の所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程（予定）

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日 2026年6月19日
- (2) 定款変更の効力発生日 2026年6月19日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的)<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>(1) ～ (13) (条文省略)<br/>(新設)</p> <p><u>(14)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関)<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則)<br/>当社の株式に関する手続および手数料、その他株主権行使の手続に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的)<br/>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>(1) ～ (13) (現行どおり)<br/><u>(14) ドローンなどの UAV 分野、モビリティ分野、インフラストラクチャー分野、プラントソリューション分野における製品等の企画、開発、設計、製造、加工、施工、修理、販売及び賃貸借</u></p> <p><u>(15)</u> 前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関)<br/>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会</u><br/>(3) <u>執行役</u><br/>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>第 9 条 (株式取扱規則)<br/>当社の株式に関する手続および手数料、その他株主権行使の手続に関する取扱は、法令または本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役</u>において定める「株式取扱規則」による。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>第 10 条 (株主名簿管理人)</p> <p>①当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>②当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>第 11 条 (基準日)</p> <p>①当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項のほか本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、基準日を設けることができる。</p> | <p>第 10 条 (株主名簿管理人)</p> <p>①当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>②当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定により選定し、これを公告する。</p> <p>第 11 条 (基準日)</p> <p>①当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>②前項のほか本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によりあらかじめ公告して、基準日を設けることができる。</p> |
| <p>第 3 章 株主総会</p>   | <p>第 3 章 株主総会</p>   |
| <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>第 13 条 (株主総会の招集者及び議長)</p> <p>①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>   | <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 13 条 (株主総会の招集者及び議長)</p> <p>①株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>あらかじめ定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>②前項に定める者に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</u></p>  |
| <p>第 14 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>  | <p>第 14 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>   |
| <p>第 17 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。</p>   | <p>第 17 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。</p>   |
| <p>第 18 条～第 19 条 (条文省略)</p>   | <p>第 18 条～第 19 条 (現行どおり)</p>  |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p><u>第 20 条 (役付取締役)</u><br/>取締役会の決議により、取締役社長 1 名を置くことができる。</p>   | (削除)  |
| <p><u>第 21 条 (代表取締役)</u><br/>当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>   | (削除)  |
| <p><u>第 22 条 (取締役会の招集者及び議長)</u><br/>①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<br/>②<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>                  | <p><u>第 20 条 (取締役会の招集者及び議長)</u><br/>①取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によりあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<br/>②<u>前項に定める者に</u>事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>                |
| <p><u>第 23 条 (取締役会の招集通知)</u><br/>①取締役会の招集通知は、各<u>取締役及び各監査役</u>に対し会日の 3 日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。<br/>②<u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p> | <p><u>第 21 条 (取締役会の招集通知)</u><br/>①取締役会の招集通知は、各<u>取締役</u>に対し会日の 3 日前までにこれを発するものとする。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。<br/>②<u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>                            |
| <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p>   | <p>第 22 条～第 23 条 (条文は現行どおり)</p>   |
| <p><u>第 26 条 (報酬等)</u><br/><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。</p>  | (削除)  |
| <p><u>第 27 条 (社外取締役との責任限定契約)</u><br/>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条が規定する最低責任限度額とする。</u></p>        | <p><u>第 24 条 (取締役との責任限定契約)</u><br/>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条が規定する最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>   | (削除)  |
| <p>第 28 条～第 35 条 (条文省略)</p>   | (削除)  |

| 現 行 定 款 | 変 更 案  |
|---------|--|
| (新設)    | <u>第 5 章 指名委員会、報酬委員会及び監査委員会</u>  |
| (新設)    | <u>第 25 条 (委員の権限)</u>  |
|         | <u>①指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。</u>                                |
|         | <u>②報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定する。</u>               |
|         | <u>③監査委員会は、次に掲げる職務を行う。</u>   |
|         | <u>(1) 取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成。</u>   |
|         | <u>(2) 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定。</u>                    |
|         | <u>④指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、法令又は定款で定めるもののほか、第 28 条の委員会規則に定める事項を行う。</u>               |
| (新設)    | <u>第 26 条 (員数)</u>   |
|         | <u>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、3 名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。</u>                    |
| (新設)    | <u>第 27 条 (委員の選定)</u>  |
|         | <u>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u>                            |
| (新設)    | <u>第 28 条 (委員会規則)</u>  |
|         | <u>指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に関する事項については、法令又は本定款において定めるもののほか、取締役会又は各委員会において定める規則による。</u> |
| (新設)    | <u>第 6 章 執行役</u>   |
| (新設)    | <u>第 29 条 (執行役の選定)</u>   |
|         | <u>①当社の執行役は、1 名以上とする。</u>  |
|         | <u>②執行役は取締役会の決議により選任する。</u>  |
| (新設)    | <u>第 30 条 (執行役の任期)</u>   |
|         | <u>執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。</u>                                       |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>第<u>38</u>条 (会計監査人の報酬等)<br/>           会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の</u><br/>           同意を得て定める。</p> <p>第<u>7</u>章 計算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p><u>第 31 条 (代表執行役及び役付執行役)</u><br/> <u>①当社は、取締役会の決議により代表執行役</u><br/> <u>を選定する。</u><br/> <u>②当社は、取締役会の決議により役付執行役</u><br/> <u>を選定することができる。</u></p> <p><u>第 32 条 (執行役規則)</u><br/> <u>執行役に関する事項については、法令又は本定款に</u><br/> <u>おいて定めるもののほか、取締役会において定め</u><br/> <u>る規則による。</u></p> <p>第<u>7</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条 (条文は現行どおり)</p> <p>第<u>35</u>条 (会計監査人の報酬等)<br/>           会計監査人の報酬等は、<u>取締役会の決議をもって</u><br/> <u>あらかじめ定めた取締役が監査委員会</u>の同意を得<br/>           て定める。</p> <p>第<u>8</u>章 計算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (条文は現行どおり)</p> <p><u>附則</u><br/> <u>第 1 条 (監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u><br/> <u>第 76 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社</u><br/> <u>外監査役であった者を含む。)</u>の行為に關す<br/> <u>る会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定す</u><br/> <u>る契約については、なお、同定時株主総会の</u><br/> <u>決議による変更前の定款第 35 条の定めるとこ</u><br/> <u>ろによる。</u></p> |

以上